

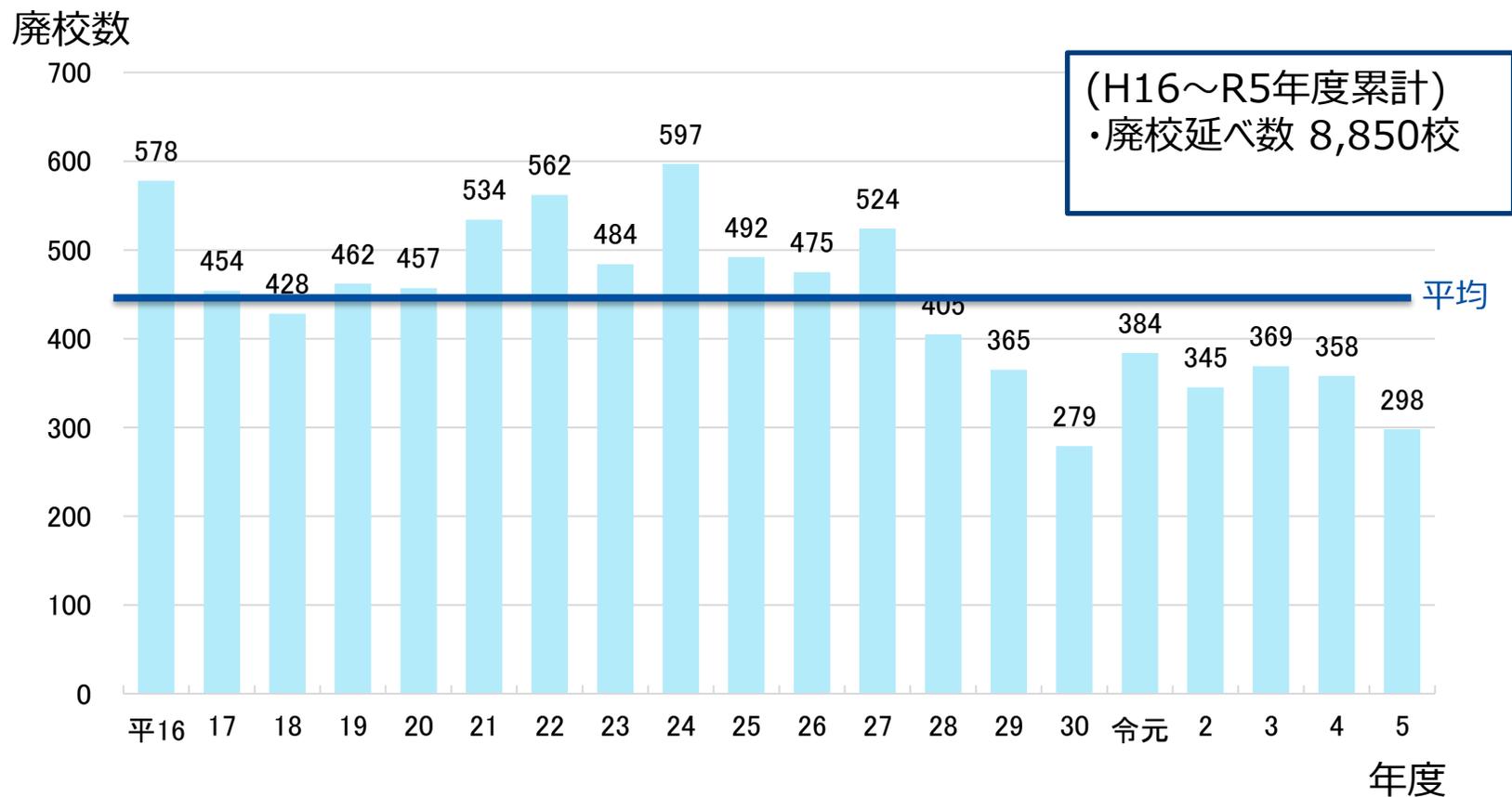
廃校施設の有効活用について ～みんなの廃校プロジェクト～

令和7年5月

文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部 施設助成課

廃校の発生状況について

✓ 少子化に伴う児童生徒数の減少等により、**毎年約450校程度の廃校**が全国で発生



出典：令和6年度廃校施設等活用状況実態調査（文部科学省）
（調査対象：公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）

廃校の活用状況について①

- ✓ 廃校施設のうち、**約 8 割は既に活用**
- ✓ 活用用途としては、“学校”、“社会体育施設”、“社会教育施設”といった主に**公の施設が想定される活用が多い**ほか、“**企業等の施設**”としての活用も多く見られる



和紙用具ミュージアムとして活用
(岐阜県美濃市)

平成16年度～令和5年度の廃校の状況 (令和6年5月1日現在)

廃校数	8,850
施設が現存している廃校数	7,612
活用中	5,661
未活用	1,951
活用用途あり	235
活用用途無し	1,503
取壊し予定	213
現存施設なし	1,238

活用用途 (校舎と屋内運動場の合計件数)

学校 (大学を除く)	4,191
社会体育施設	1,693
社会教育施設・文化施設	1,206
福祉施設・医療施設等	735
企業等の施設・創業支援施設	1,207
庁舎等	449
体験交流施設等	535
備蓄倉庫	231
大学	81
住宅	20

(複数回答)



コミュニティ複合施設として活用
(鳥取県八頭町)



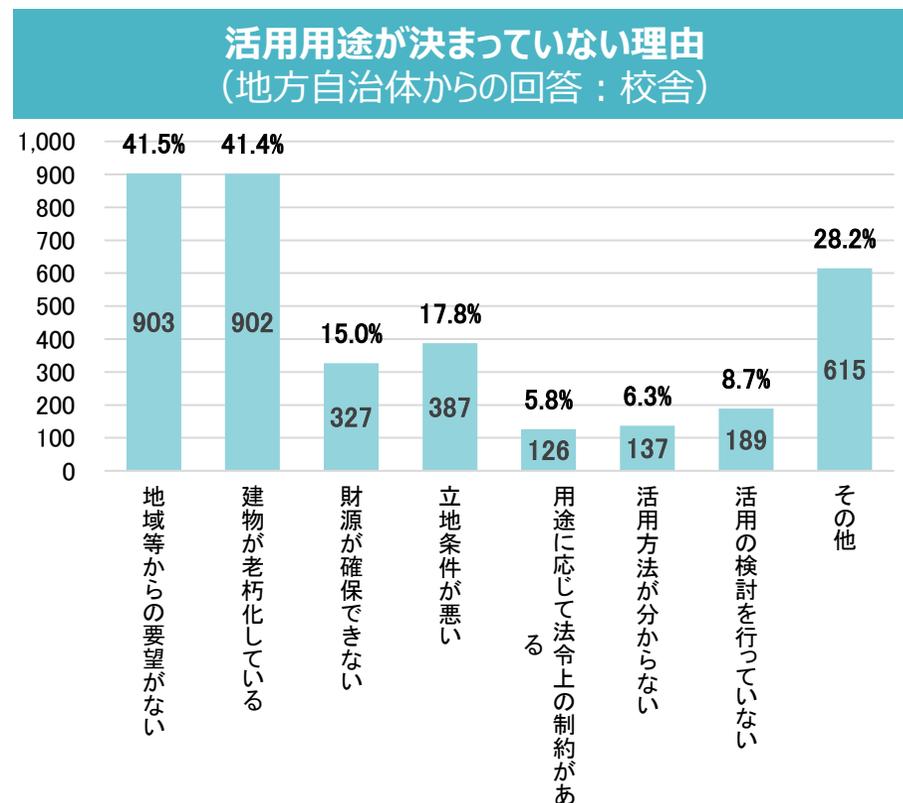
サテライトオフィスとして活用
(山口県周防大島町)

出典：令和6年度廃校施設等活用状況実態調査 (文部科学省)

廃校の活用状況について②

- ✓ 廃校施設のうち、**約 2 割（約 1,503 校）** が未活用の状況
- ✓ “**地域等からの要望がない**”、“**建物の老朽化**”、“**立地条件が悪い**”といった理由で活用用途が決まらなると考えている

平成16年度～令和5年度の廃校の状況 (令和6年5月1日現在)	
廃校数	8,850
施設が現存している廃校数	7,612
活用中	5,661
未活用	1,951
活用用途あり	235
活用用途無し	1,503
取壊し予定	213
現存施設なし	1,238



出典：令和6年度廃校施設等活用状況実態調査（文部科学省）

廃校活用の推進に向けた取組 ～みんなの廃校プロジェクト～

廃校活用推進のため、文部科学省では、～みんなの廃校プロジェクト～として、全国各地の優れた**活用事例**、活用を希望する**廃校情報等のホームページでの公表等**を通じて、廃校を“使ってほしい”**自治体**と廃校を“使いたい”**企業等への情報発信・マッチング**を行っています。

<～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト ホームページ>



「みんなの廃校」プロジェクトとは？

少子化に伴う児童生徒数の減少等により、全国では毎年約450校程度の廃校施設が生じています。廃校施設は地方公共団体にとって貴重な財産であることから、地域の実情やニーズを踏まえながら有効活用していくことが求められています。文部科学省では、平成22年9月に「～未来につなごう～みんなの廃校プロジェクト」を立ち上げ、活用用途を募集している全国の廃校施設情報を集約・発信する取組やイベントの開催、廃校活用事例の紹介等を通じて、廃校施設の活用を推進しています。



最新情報

- 令和5年10月20日「廃校活用推進イベント」を開催しました。
- 令和5年3月「廃校活用事例集」をリニューアルしました。

全国の廃校活用事例が知りたい！

廃校活用って何だろう？ 廃校でどんなことができるの？

- 廃校活用事例集についてはこちら！
- 廃校施設等活用事例リンク集についてはこちら！

廃校施設の活用を検討している事業者等の皆様へ

活用用途を募集している廃校物件を知りたい！

- 現在活用用途を募集している廃校施設の一覧はこちら！毎月更新中！
- 廃校活用推進イベントについてはこちら！

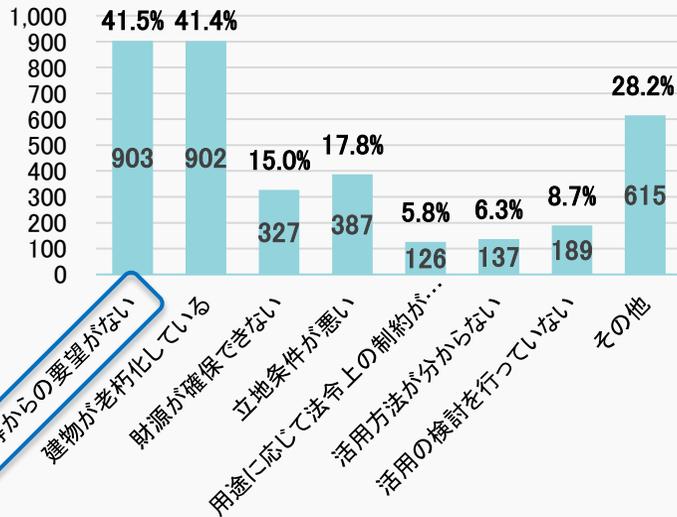


https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm

みんなの廃校プロジェクトの取組①

～活用用途を募集している廃校施設の公表、イベントの開催～

活用用途が決まっていない理由
(地方自治体からの回答：校舎)



文部科学省HPにおいて、
地方公共団体から掲載希望のあった
活用用途を募集している廃校施設を公表



平素業	福川市	主基小学校		福川市成川35		
JR外周線・内周線安原福川駅からの7km		問い合わせ先		04-7093-7828		
用途地域	土地面積 (㎡)	構造 竣工年 築年数	建築面積 (㎡) 延床面積 (㎡) 階数	募集内容	貸付・譲渡条件等	備考
都市計画区域外	7,539	鉄筋コンクリート S54	- 1,922	アイデア募集	-	・地域の復興や活性化につながること ・事業開始後も市の防災対策や防災機能の維持に協力すること(詳細は別途協議)
		校舎	2			・校舎は耐震改修の必要あり ・自治体所有(506坪工+267㎡)が隣接
校舎等の写真集		校舎等の平面図		校舎等の配置図		

主な掲載情報

- ・学校名
- ・住所・アクセス
- ・面積
- ・建物構造、竣工年
- ・募集内容、条件
- ・写真、平面図
- ・問い合わせ先



特徴的な廃校活用事例を知り・学べ、
地方公共団体から活用を希望する廃校のPR
を行うイベントを開催

【御参考】

令和6年度 廃校活用推進イベント(東京会場 / 同時オンライン配信)

日時：令和6年10月2日(水)

- ・行政説明
- ・事例発表
- ・自治体とのマッチングタイム、PR動画配信

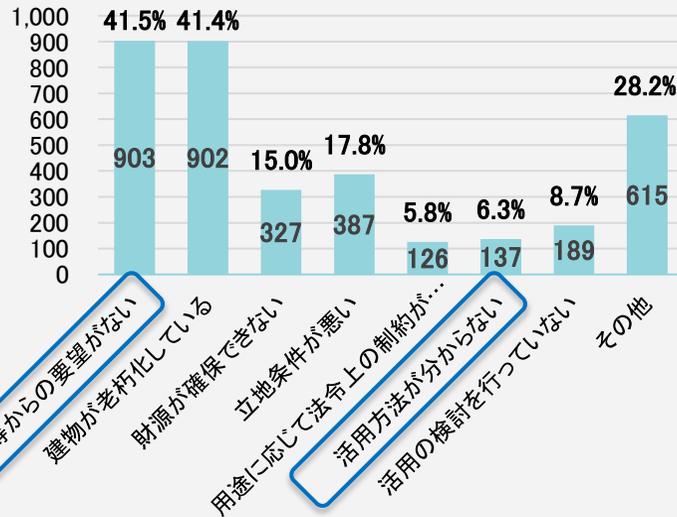
※廃校の情報については、国土交通省HP(空き家・空き地バンク総合情報ページ)からの検索も可能。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000131.html



みんなの廃校プロジェクトの取組② ～廃校活用事例集の作成・公表～

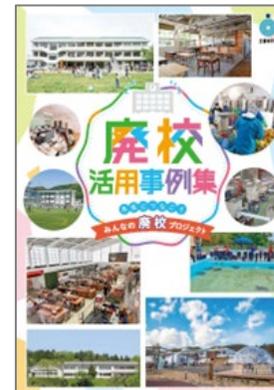
活用用途が決まっていない理由
(地方自治体からの回答：校舎)



廃校の活用用途・方法が分からない・・・



廃校活用に至った経緯や改修コスト等の
情報を含む**廃校活用事例集**を作成、
文部科学省HPにおいて公表

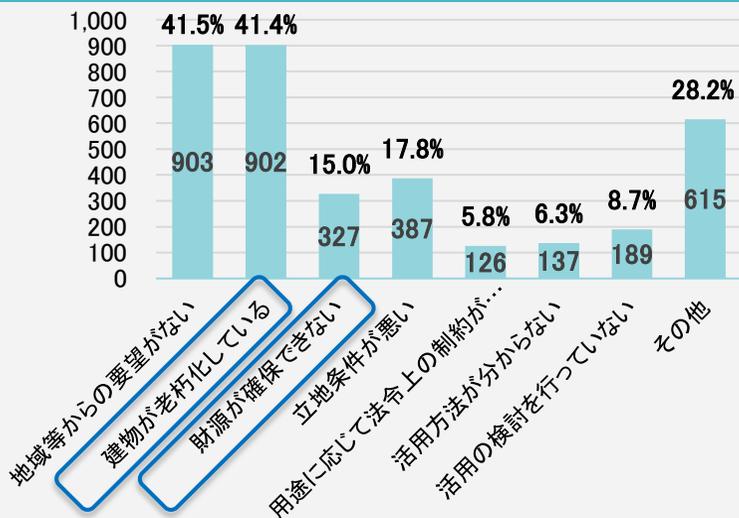


活用事例集

みんなの廃校プロジェクトの取組③

～廃校活用に利用可能な各省庁の支援制度について情報発信～

活用用途が決まっていない理由
(地方自治体からの回答：校舎)



廃校活用に利用できる支援制度が分からない・・・

 **廃校活用に利用可能な各省庁の支援制度**
をとりまとめ、**文部科学省HP**において公表



・利用可能な支援制度の一例
(一覧はみんなの廃校プロジェクトHPを参照ください)

対象となる転用施設等	事業名	ホームページのURL	所管官庁
地域スポーツ施設	スポーツ振興くじ助成 (地域スポーツ施設整備助成)	https://www.jpnsport.go.jp/sinko/josei/tabid/78/Default.aspx	スポーツ庁
地域間交流・地域振興を図るための生産加工施設、農林漁業等体験施設、地域芸能・文化体験施設等	過疎地域持続的発展支援交付金 (過疎地域遊休施設再整備事業)	-	総務省
農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組に必要な施設	①農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型））	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuisi/n/nouhaku_top.html	農林水産省
	②農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型））	https://www.maff.go.jp/j/ka-sseika/k_seibi/seibi.html	
交流施設等の公共施設	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 林業・木材産業循環成長対策 (木造公共建築物等の整備)	http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kouzoukaizen/koufukin.html	林野庁
まちづくりに必要な地域交流センターや観光交流センター等の施設	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)	https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html	国土交通省
「地方版創生総合戦略」に位置づけられ、地域再生法に基づく地域再生計画に認定された地方公共団体の自主的・主体的で、先導的な取組	デジタル田園都市国家構想交付金	https://www.chisou.go.jp/so-usei/about/kouhukin/index.html	内閣府

財産処分手続とは

◆補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（「補助金適化法」）第22条

（財産の処分の制限）

第二十二條 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

◆補助金適化法施行令 第14条

⇒ 処分制限期間（平成14年文部科学省告示第53号）
処分制限期間経過後の財産処分は、手続不要。

（財産の処分の制限を適用しない場合）

第十四條 法第二十二條ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
- 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合

◆運用通知

「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」
(令和7年3月28日付け文教施設企画・防災部長通知)

(https://www.mext.go.jp/content/20250328-mxt_sisetujo-100003148_01.pdf)

財産処分手続について（地方公共団体の方へ）

- ✓ 国庫補助を受けて整備した建物を処分制限期間内に転用等する場合には、**文部科学大臣の承認（財産処分手続）**が必要。
- ✓ 補助目的外に転用等する場合には、原則国庫納付が必要だが、**一定の条件の下で国庫納付を不要とする（以下参照）**など、**公立学校施設に係る財産処分手続きを大幅に弾力化**

令和7年3月28日付け通知

政令告示		期間	国庫補助を受けて整備した建物等を財産処分する場合には、文部科学大臣の「承認」が必要										経過後
			処分制限期間内										
通知	財産処分内容	有償	無償					文部科学大臣が特に認める場合	交付決定事項	内閣総理大臣による地域再生計画の認定を受けた場合	廃校施設等の改変を行わない一時的な転用又は貸与でありかつ公益に資するに供する場合	過去の財産処分に伴い、補助金等の全部に相当する金額の国庫納付が済んでいる場合	経過後
		貸与・譲渡等	転用・貸与・譲渡・取壊し										
		国庫補助事業完了後10年未満	国庫補助事業完了後10年以上経過	国庫補助事業完了後10年未満					国庫補助事業完了後10年以上経過	別表1	4(1)⑧	3(2)	
			右記以外の転用・貸与・譲渡・取壊し	副業補強事業、大規模改修事業（法令等に適合させるための工事に関する）、防災機能強化事業（法令等に適合させるための工事及び建築非構造物材の耐震対策工事に限る。）	大規模改修事業、空調設備取替事業、GIGAスクール構想支援体制整備事業、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業、空調設備取替事業、GIGAスクール構想支援体制整備事業（学校の通信ネットワーク速度の改善に限る。）、防災機能強化事業、太陽光発電等導入事業の取壊し又は改築を行う場合を除く。	※国庫補助事業完了後10年以上経過した建物の財産処分と併行して行う場合に限る。	国庫補助事業完了後5年以内に取壊し又は改築を行うなど、著しく適正を欠くものを除く。	大規模改修事業、空調設備取替事業、GIGAスクール構想支援体制整備事業、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業、空調設備取替事業、GIGAスクール構想支援体制整備事業（学校の通信ネットワーク速度の改善に限る。）、防災機能強化事業、太陽光発電等導入事業	市町村合併計画に基づく場合	国庫補助事業完了後10年以上経過			
	通知の概要		4(2)	4(1)②	4(2)	4(1)③	4(1)④	3(1)③	3(1)①	別表1	4(1)⑧	3(2)	
	地方公共団体の手続		承認申請					大臣への報告			承認申請	承認手続不要	
	承認の条件等	有	無	有	無								
	国庫納付金		有	無	無								
	基金積立			国庫納付金相当額以上の基金積立									

国庫納付不要

地方公共団体の担当者の方へ

- ✓ 廃校を積極的に活用することで、“**維持管理費や公共施設の施設整備コストの縮減**”といった短期的な効果のみならず、“**地域コミュニティの維持・活性化**”や“**産業振興**”といった様々な効果が期待されます。
- ✓ 廃校の活用にあたっては、以下の点が重要です。
 - ・**廃校することを決定する段階で、併せて廃校の活用等についても検討**すること
 - ・地方自治体全体を俯瞰したまちづくりの観点から活用方策を検討するため、教育委員会のみならず、“**まちづくり・地域振興・産業振興等の多様な関係部局も含めた検討体制**”とすること
 - ・廃校は地域の“思い”が詰まった施設であるため、“**地域の意向を踏まえながら検討・活用**”を進めること
 - － 地域住民、行政、民間企業等が協働して活用方策・計画を検討、地元住民からの意向聴取、サウンディング型市場調査等、様々なプロセスで活用方策を検討している例があります
 - － （特に企業等において活用される場合）活用中も積極的に活用企業等とコミュニケーションを図り、地域に根ざした施設とすることも重要です
- ✓ なお、国庫補助を受けて整備した学校施設を、処分制限期間内に学校教育以外の用途で活用する場合には、“**財産処分手続き**”が必要です（廃校活用を促進するため手続きの簡素化等を図っています）。

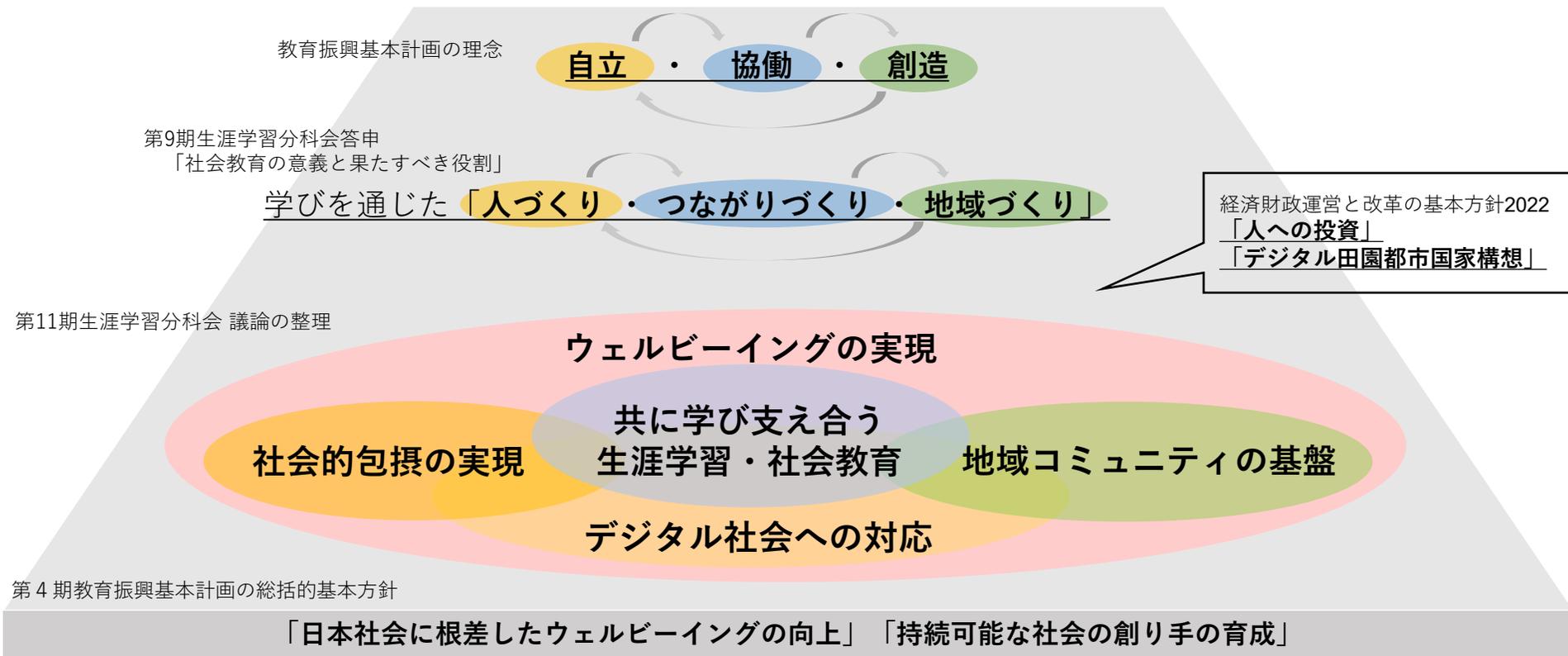
文部科学省～みんなの廃校プロジェクト～HP
への廃校情報の掲載も含め、積極的に廃校活用を御検討ください！

社会教育における地域づくりについて

令和7年5月12日（月）

文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課

ウェルビーイングの実現に向けた生涯学習・社会教育の推進 ～これまでの議論を踏まえた施策の方向性～



生活を支えるリテラシーの向上
デジタルデバイドの解消
障害者・外国人等の学習ニーズへの対応等

地域づくりを支える社会教育の実現
様々な地域課題への取組・解決
持続可能な社会の創り手の育成等

一人一人の生活と地域づくりを支える「学びと実践」の機会と場を提供する
「地域の学びと実践プラットフォーム」としての役割を、社会教育人材・施設が連携して担う

地域の学びと実践プラットフォーム（イメージ図：地域づくりに役立つ社会教育）

生活を支えるリテラシーの向上



- ・市長のツイッターて何？
- ・マイナンバーカードってどう役立つの？

公民館のデジタル入門講座で学べますよ
講座受講者のA氏に地域のサポート役を依頼したので教えてもらえますよ



公民館で学習したことを活かしてSNS上でグループを作りましょう



- ・オンラインで学習したい
- ・SNSなどで仲間と繋がりたい

公民館所属
〔社会教育士〕



簡単な日本語をあなたの母語で学べるデジタルコンテンツがありますよ



- ・必要な情報にアクセスしたい
- ・地域の一員として参画したい

生涯学習推進員
〔社会教育主事OB〕



ネットスーパーでの買い物をスマホから試してみましょ
スマホで病院までの距離や時間タクシーも調べられますよ



- ・車いすになって普段の買い物もひと苦労だ
- ・急な通院、診療時間に間に合うだろうか？

学生
〔社会教育主事養成課程〕

生活 地域

学びと実践

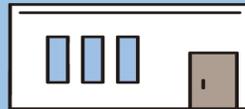
社会教育人材ネットワーク



社会教育主事・
社会教育士

〔地域における学びと実践のコーディネーター〕

地域の学びと実践プラットフォーム



公民館等

- デジタルリテラシーの学習機会を保証
- 仲間・地域とリアルで繋がる場も提供
- デジタルの活用で多様な学び・学び合いの機会を充実
- 公民館の運営自体も住民の参画の場に

地域づくりを支える社会教育の実現



- ・地域を担う後継人材が育たない
- ・行政主導の地域振興イベントの効果は一時的なものになりがち

イベント運営参画を機に継続的な地域づくりに資する人材が育つよう、社会教育士研修で学んだ地域住民を巻き込むワークショップ的手法を社会教育担当の協力を得て取り入れてみよう



地域づくり担当部局
〔社会教育士〕



防災訓練は、児童生徒に対する防災体験学習や非常食の試食も取り入れて、楽しく多世代で学べる場にしたら、参加率が上がるぞ



町内会メンバー
〔社会教育士〕



地域学校協働活動、PTA、子ども会の活動に携わっていた方と社会教育士ネットワークの研修で知り合ったから協力を依頼してみよう



企業人
〔社会教育士〕

社会や地域に貢献したいと思っている知り合いの企業・団体にも、地域活動への協力を依頼できますよ

社会教育施設について

○ 公民館

一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。(社会教育法第20条)

○ 図書館

図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。(図書館法第2条)

○ 博物館

歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれら資料に関する調査研究を行うことを目的とする。(博物館法第2条)

○ 青少年教育施設(青年の家、少年自然の家)

青少年を自然に親しませ、団体宿泊訓練を通じて、規律、協同、友愛、奉仕の精神を涵養し、心身共に健全な青少年の育成を図ることを目的とする。

○ 女性教育施設

女性教育の振興を図るため、女性教育指導者や一般女性等に、女性教育に関する各種の研修、交流、情報提供等を行い、男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする。

○ 社会体育施設

一般の利用に供する目的で地方公共団体が設置した体育館、水泳プール及び運動場等のスポーツ施設。

公民館の概要

1.事業の目的、内容

- 社会教育法第20条に規定する、市町村その他一定区域内の住民のために、
実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする社会教育施設。

2.設置及び運営主体

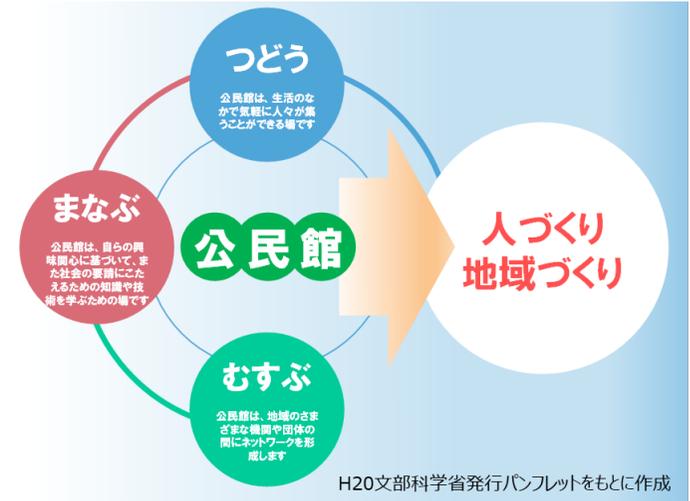
- 市町村及び公民館設置の目的をもって設立された一般社団法人又は一般財団法人

3.設置状況

- 全国 13,163館
(市(区)立 9,282館 (81.7%)、町立 3,272館 (79.4%)、村立 607館 (72.1%)、法人立 2館)
(令和3年度「社会教育調査」(令和3年10月1日時点)、カッコ内は設置している自治体の割合)

4.公民館をめぐる直近の動き

- 第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理では、生涯学習・社会教育をめぐる状況と今後の方向性として、公民館等におけるデジタル技術を活用した学びやデジタル社会の諸課題に関する学びの提供等、デジタルデバイドの解消に向けた取組の充実と社会教育施設の機能強化、社会教育士の公民館等への配置による活動の活性化について記載されている。
- また、社会教育人材部会における「社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について(最終まとめ)」(令和6年6月)においても、公民館等の社会教育施設への社会教育士の積極的な配置促進などについて記載されている。



公民館（類似施設）の設置状況

【 公民館の数 】

設置者	H11	H14	H17	H20	H23	H27	H30	R3
市立	7,944	7,977	11,167	11,578	10,624	10,103	9,660	9,282
町立	8,383	8,144	5,046	3,807	3,524	3,491	3,360	3,272
村立等	1,930	1,826	930	558	533	577	612	609
公民館計	18,257	17,947	17,143	15,943	14,681	14,171	13,632	13,163

【 公民館類似施設の数 】

市立	333	405	708	422	496	447	438	425
町立	414	407	291	167	187	187	182	180
村立等	59	60	40	34	35	36	29	30
類似施設計	806	872	1,039	623	718	670	649	635

【 公民館及び公民館類似施設の合計数 】

合計	19,063	18,819	18,182	16,566	15,399	14,841	14,281	13,798
-----------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

【 公民館を設置している市町村の割合 】

	H11	H14	H17	H20	H23	H27	H30	R3
全市町村数	3,252	3,241	2,248	1,810	1,743	1,741	1,741	1,741
うち公民館設置市町村数	2,983	2,950	2,004	1,595	1,501	1,448	1,421	1,388
設置率	91.7%	91.0%	89.1%	88.1%	86.1%	83.2%	81.6%	79.7%

出典：社会教育調査より作成

公民館の職員数

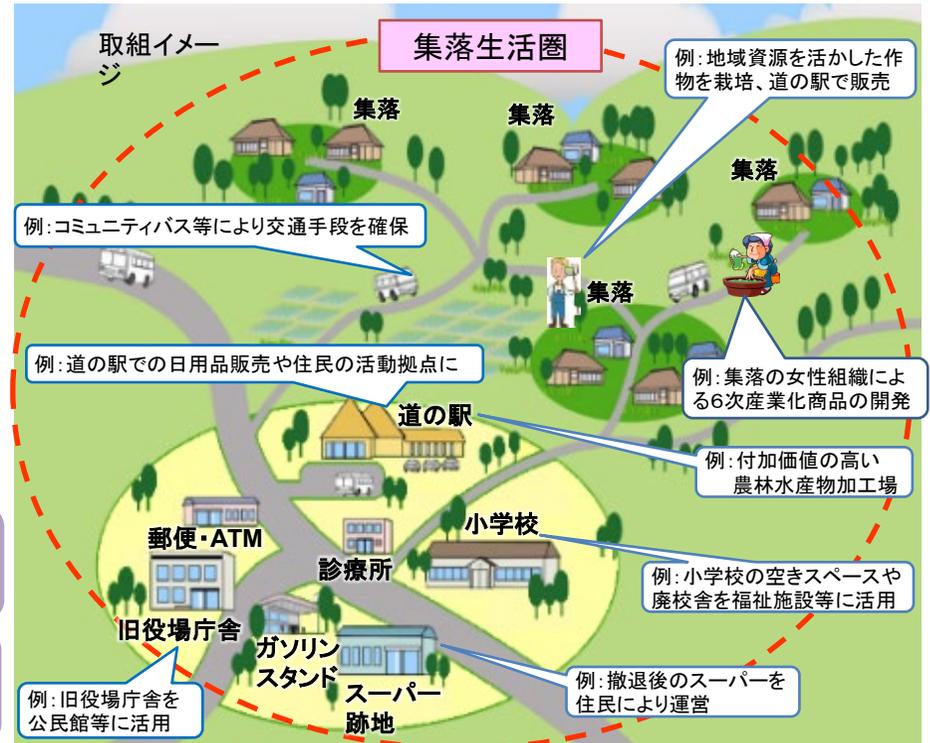
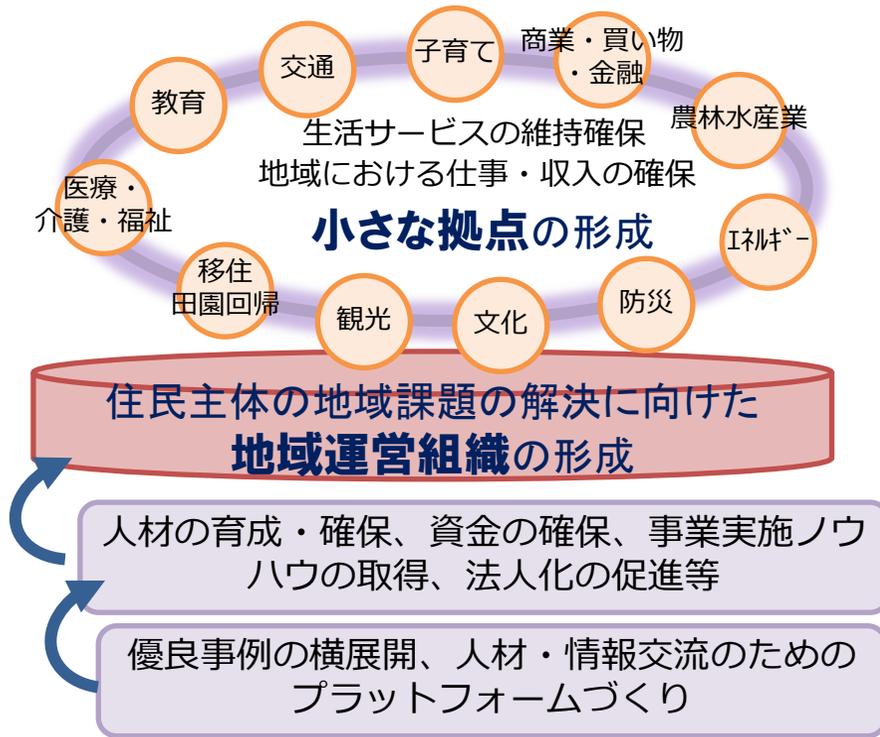
【 公民館職員の数 】

設置者	H11	H14	H17	H20	H23	H27	H30	R3
館長・分館長	17,683	17,588	16,486	15,371	14,092	13,389	12,594	12,185
公民館主事	18,484	18,099	17,127	15,090	13,988	12,954	12,011	11,448
その他職員	18,122	18,909	18,617	20,310	18,261	18,799	18,379	18,071
職員計	54,289	54,596	52,230	50,771	46,341	45,142	42,984	41,704

出典：社会教育調査より作成

「小さな拠点」及び「地域運営組織」の形成推進

- 中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、必要な生活サービスの維持・確保や地域における仕事・収入を確保し、将来にわたって継続できるような「**小さな拠点**」の形成（集落生活圏を維持するための生活サービス機能の集約・確保と集落生活圏内外との交通ネットワーク化）が必要。
- あわせて、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織（**地域運営組織**）の形成が必要。



➡ 中山間地域をはじめとして、暮らし続けられる地域の維持

共に学び 共に考え まち全体でSDGsの実現(岡山県 岡山市立京山公民館)

公民館の概要

- ・ エリアの人口：約2.4万人
- ・ H6年開設。木造建築で外観、内装ともに木が多く使われており温かみのある雰囲気。

取組の概要と特長

公民館を拠点として、地域の38組織（コミュニティ組織、大学、市民団体、公的機関、企業等）及び個人で構成する「京山地区ESD・SDGs推進協議会」を中心に、**多様な人がつながり協働**していく運営を基本として、**持続可能な地域づくり**に取り組んでいる。

公民館を中心に多様な人材が活動に取り組む

●「環境てんけん」活動

小学生から社会人まで一緒に、春と秋に地域環境を調査し、環境の変化を記録している。

●ESD・SDGsフェスティバル

毎年協議会に参加する各組織が一堂に会し、それぞれが行う活動の成果や課題について学び合う。

●多文化共生プロジェクト「フレンドリー京山」

地域に在住する外国人とともに企画し、外国人のためにお医者さんマップの作成や料理を通じた文化交流・理解、日本の伝統文化の紹介、互いの風習の違いを学び合う。

●つしまみんな食堂

孤立しがちな高齢者や子育て世代等に「食」を通じた交流の場を提供するとともに、不要となった生活用品や学校用品、食品等を持ち寄り、必要とする人に提供する活動。

●SDGs・健康ウォークラリー

地域の自然や歴史的建造物、SDGsに取り組む事業所等を巡るウォークラリーを大学生が企画・運営して開催している。



▲観音寺用水での「環境てんけん」活動



▲外国人と地域住民との交流行事

それぞれの活動がつながり、活動分野が拡大

- ◆「環境てんけん」活動に参加していた中学生からの提案をもとに住環境が悪化していた観音寺用水沿いが、官学民の連携により地域の憩いの場として整備された。

→地域全体で野生生物の生息環境を保全する活動に発展

- ◆環境や国際理解としての活動が発展し、少子高齢化、消費者教育、安全・安心なまちづくり、防災等、活動の幅が広がる

→「自分ごと」として学び行動する人が増加

- ◆様々な人が関心を持つ幅広い活動を展開することで、公民館と縁の薄かった人・組織の参加が増加

→世代間交流が増加し、公民活動が活発化

公民館を中心に多様な主体が協働



持続可能な地域として発展

【公民館事例】 全ての人に開かれた公民館へ（沖縄県那覇市）

若狭公民館エリアの課題

- ・自治会活動は活発だが、加入世帯は少ない（本庁地区の自治会加入率：15.5% ※H29.4時点）
- ・地域活動に参加する青年層が少なく、地域の担い手に不安がある
- ・生活困窮世帯も多く、子供の貧困率も高い→子供の多様な体験・居場所が必要
- ・地域とつながりのないひとり親世帯が多い
- ・急激な外国人留学生の増加による住民との軋轢



地域課題に対応するために、以下を実施



◆ 地域情報の共有を図り、風通しを良くする

（広報誌やFacebook等、多様な情報発信）

◆ 青年層が楽しみながら主体的に関われる場の創出

（公民館合宿、おかず一品持ち寄り「朝食会」等）

◆ 子供の多様な体験、居場所と関係づくり

（無料英会話教室「ELIPO」、大学生が教える勉強会「土曜朝塾」、ジュニアジャズオーケストラ那覇ウエスト等）

◆ 自治会の枠を超えた多様な関わりが生まれる活動

（防災体験とおもちゃ交換会を掛け合わせたイベント等）

◆ 公民館に足を運ぶことが少ない層への取組（シング

ルマザー支援への取組、在住外国人との交流、公民館がない・遠い地域へのアプローチ等）

◆ NPOや専門機関等、多様な機関との連携

ポイント

- ・多様な地域住民の状況を把握し、地域課題の仮説を立て、ユニークかつ創造的なプログラムに取り組む
- ・地域の魅力を引き出し、地域住民の自治意識を育みながらともに豊かな地域づくりを行う取組を実施する（公民館は地域資源の宝庫！）



【公民館事例】 学習成果をコミュニティの活性化・まちづくりにつなげる取組（愛媛県新居浜市）

＜泉川地域の課題＞

- 1 地域福祉の充実
- 2 環境美化の推進
- 3 安全・安心の確立
- 4 健康づくり
- 5 子供の育ちを支える

新居浜市泉川公民館（愛媛県）



- 地域自ら課題を解決する「地域主導型」のまちづくりを目指し、「泉川まちづくり協議会」を設立。
- 公民館の職員が中心となり、まちづくり協議会の事務局としてコーディネート役を担う。

泉川まちづくり協議会

人づくり+地域づくり

○ 生涯学習部会

- ・各部会が地域課題を解決するために、地域住民が啓発したい内容を持ち寄り、「泉川ふるさと塾」を開設。



学習と実践を繋ぐ

○ 安全安心部会

- ・児童と住民と一緒に安全マップの作成
- ・児童と登下校の見守り隊と一緒に遠足
- ・消防団と連携した防災訓練の実施 等

○ 子ども支援部会

- ・地域学校支援本部の活動
- ・読み聞かせ活動 等



○ 地域福祉部会・健康づくり部会

- ・食生活改善を目指した親子健康料理教室
- ・健康増進のための「泉川健康体操」
- ・医療費削減を目指したウォーキングの実施 等

○ 環境美化部会

- ・地域の花いっぱい運動の実施 等



（出所）新居浜市教育委員会資料をもとに文部科学省作成